

令和3年第11回

君津市農業委員会議事録

令和3年11月5日（金）

令和3年第11回総会 君津市農業委員会議事録

日 時 令和3年11月5日（金）午後2時00分から午後2時44分

場 所 君津市役所5階 大会議室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第14号から議案第24号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第5 報告第 1号から議案第 7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 9号から報告第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（14名）

1番	鈴木	郁夫	2番	鮎川	正幸
3番	水野	徳子	4番	小笠原	武男
5番	笹本	幸恵	6番	宇野	真弘
7番	神子	純一	8番	石橋	定雄
9番	真板	徹	10番	田丸	三郎
11番	鳥海	純次	12番	江澤	康雄
13番	鈴木	清	14番	粕谷	定嗣

欠席委員（なし）

出席した職員

事務局長
副主査
主任主事
上総事務所主任主事

齋藤 久夫
田島 直樹
江澤 俊太
真木 博章

◎諸般の報告

会 長 それでは、10月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

まず、10月20日、令和3年度安房・君津ブロック別の農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が市民文化ホールで開催されまして、20名の委員と事務局職員2名が出席をいたしました。ご苦労さまでした。

そして、10月29日、令和3年度千葉県女性農業委員の会、安房・君津ブロック農業委員等研修会が富津市役所で開催され、女性委員3名と事務局職員2名が出席をいたしました。

それと、11月1日、令和3年度第4回君津市総合建設審議会が議会全員協議会室で開催され、私が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名、ちょっと遅れてまいるということでございます。よって、定足数に達しておりますので、令和3年第11回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本日1日とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

9番、真板徹委員、10番、田丸三郎委員の2名にお願いします。

◎議案第1号ないし議案第13号

議長 日程第3、議案第1号ないし議案第13号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

なお、議案第5号につきましては、6番、宇野真弘委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに議案第5号を除く議案第1号ないし第4号及び議案第6号ないし第13号について審議をいたします。

事務局から説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第1号について、説明します。

六手地先の畑1筆、面積261平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理することが困難なため、譲受人は現在耕作を行っているためです。

許可基準として、下限面積を越えた9,730.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第2号について説明します。

六手地先の田1筆、面積719平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は耕作が困難であるため、譲受人は農業経営規模拡大のため

です。許可基準として、下限面積を越えた1万5,469平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第3号について説明します。

泉地先の田1筆、面積1,061平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた1万7,483平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第4号について説明します。

中島地先の田1筆、面積2,310平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営規模拡大のため

です。

許可基準として、下限面積を越えた1万3,013平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第6号について説明します。

奥米地先の田2筆、面積2,637平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢及び居住地が遠く耕作できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた5,730.55平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は、世帯全員で150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第7号について説明します。

俵田地先の田1筆、面積1,021平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた1万3,014平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糞摺機、軽トラック等を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第8号について説明します。

浦田地先の田2筆、面積912平方メートルを贈与により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた5,776平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、耕運機、噴霧機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第9号について説明します。

浦田地先の田1筆、面積764平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。申請地の近くに仕事の都合でよく足を運んでおり、今回の話に至ったとのこと

許可基準として、譲受人は他市に在住ですが、長南町において下限面積を越えた7,606平方メートルの農地を経営しており、全て管理できていることを確認しております。農機具はトラクター、耕運機、軽トラック、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第10号について説明します。

大戸見地先の田2筆、面積1,099平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた1万4,747.91平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、コンバイン、ユンボ、草刈り機を所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第11号について説明します。

高水地先の畑1筆、面積148平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は管理することができないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた8,375平方メートルの農地を経営し、農機具は田植機、耕運機、草刈り機、軽トラックを所有しています。

農作業従事日数は世帯全員で150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第12号について説明します。

折木沢地先の田1筆、面積211平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は高齢により経営規模を縮小したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を越えた5,255平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、田植機、草刈り機、農用トラックを所有しています。

農作業従事日数は150日を越えており、資格等については問題ないと思われま

す。議案第13号について説明します。

笹地先の田3筆、面積3,207平方メートルを賃貸借するものです。

申請理由として、貸主は高齢により耕作できないため、借主は営農の研修先の近くで就農したいためです。

許可基準として、本法人は新規に就農する市外の法人で、代表取締役は事務や販売の農業業務を行い、現地で農作業に従事する者は君津市内在住の重要な使用人になります。重要な使用人については近隣市で研修を受けており、また現在も相談や指導を仰げる態勢にあるとこのことで技術等は問題なく、責任を持って耕作していくことを確認しております。当法人は下限面積を越えた3,207平方メートルの農地を経営し、農機具は運搬車、草刈り機、剪定はさみ、手押し車を所有しています。

農業及び農作業従事日数は150日を越える予定であり、資格等については問題ないと思われれます。

以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号及び第2号について、1番、鈴木郁夫委員からお願いします。

鈴木（郁）委員 1番、鈴木郁夫です。

議案第1号についてご説明します。

詳細は、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

申請地は、議案書の別冊1ページを御覧ください。

地図の中央、黒い太い線が館山道です。地図上部を左右に走るのは右岸バイパスで、高速道路と交差する400メートル手前、細い市道を右に折れて300メートルほど進むと、丸印、第1号が当該地になります。

10月30日10時半に譲受人と、また同日4時に譲渡人、双方にお会いしまして、今回の農地譲渡に係る経緯を聞き取りいたしました。

本物件は、六手地区の圃場整備をされていない谷津田の隅に位置しまして、北西側は山に囲まれた畑であります。譲受人の畑に隣接する土地で、従来から今回の当該物件は委託耕作を受けておりまして、今回、譲渡人のほうからぜひ買ってほしいという依頼があって買取りをするという経緯があったようです。譲渡人につきましては、今年、今回これが4件目の説明になるんですけども、当時、会社員をしていましたが、今、高齢になって、足に障害を持っていて農地の管理が非常に難しいということで、今、農地資産あるいは山林資産を全て売却するという計画で進んでいるようです。取得者、譲受人については問題点はないと思いますので御審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、議案第2号について御説明します。

議案書1 ページを御覧ください。

地図の中央、太い線が館山道で、地図の上部に左右に走る右岸バイパス、その高速道路と交差する100メートル先を右に折れて、県道の六手萩作線に入ります。さらに200メートル進みますと、小さい馬登川があるんですが、そこに沿って、市道に入って500メートルほど進んだ、丸印、第2号が該当地です。

10月30日4時半に譲受人にお会いしまして、今回の農地譲渡に至る経緯を聞きました。

本物件は、六手地区の圃場整備されていない谷津田の一角ですが、細い市道と川に挟まれた棚田状の田んぼで、現在、畑作地として管理されております。もともとこの物件は、この譲り受けを受ける〇〇〇という古い農家のもので、先代相続の際に遺産分割で兄弟に共有持ち分として分けられたという経緯がありまして、その分与を受けた兄弟の方たちが市街地に住んでいて、高齢になり、管理、耕作もできないということで、本家になります旧家のほうにまた譲り渡すと、お返しするというような形で移転するものです。問題点はないと思いますが、御審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、議案第3号について、3番、水野委員からお願いします。

水野委員 3番、水野です。

議案第3号について説明いたします。

詳細につきまして、ただいま事務局からの説明があったとおりです。

申請場所は、別冊2 ページを御覧ください。

三橋と書いてある橋が六三橋になります。そこから小糸方面に進み、セブン-イレブンの信号を右折して、最初の信号を左折、500メートルくらい行ってまた左折して100メートルくらい行くと、川に当たる一番奥の左手の田んぼが申請場所になります。

譲渡人は、現在車の運転ができないので、現地には行けないということもあり、会いに行き聞き取りをしました。譲渡人の両隣に譲受人の田んぼがあり、以前から譲受人に頼んで耕作をしてもらっていたようです。

10月31日、現地にて譲受人に会って現地調査をしました。頼まれて耕作をしていたということでした。特に問題はないと思われまます。御審議をお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、議案第4号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第4号について説明します。

詳細は、事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊 2 ページを御覧ください。

J A ライスセンターの西方約 500 メートルの地点に位置する田んぼであり、10 月 25 日に譲受人と現地の立会いをしました。申請地は現在、耕作されている田んぼであり、譲受人が引き続き耕作していく旨でした。何の問題もないと思いますので、よろしく御審議ください。

以上です。

議長 続きまして、議案第 6 号について、9 番、真板委員からお願いします。

真板委員 9 番、真板です。

議案第 6 号につきまして、現地調査の結果を説明させていただきます。

詳細は、ただいま事務局からの説明のとおりでございます。

去る 10 月 23 日、現地にて譲渡人の代理人や譲受人など 4 名の案内によって現地確認を行いました。

申請地は、別冊 4 ページを御覧ください。

プリントがすごく薄くて見づらいたと思いますけれども、グレーの部分、三島ダムです。左上のところにある建物が旧清和国民宿舎になります。それから道沿いに約 2 キロ、香木原方面に下った 100 メートルほど道下のところが現地になります。

本申請地は譲受人の宅地と地続きで、譲受人がずっと以前から草刈りをして管理していたということでありました。譲渡人は、転居する前は同じ奥米地区に住んでおりましたけれども、高齢で、土地が遠方になったということで、離農を考えていたところに土地管理をしていた譲受人が自然薯栽培をしたいという話を持ち出したところ、話がすぐにまとまったということでございます。

申請地は、草刈りをして保全管理されている状態でした。問題はないと思われませんが、御審議のほどよろしく願いいたします。

なお、自然薯栽培は来春からですけれども、自然薯栽培の先生が譲受人の身内におりますためにスムーズに行われると思いますので付け加えておきます。

以上です。

議長 続きまして、議案第 7 号について、11 番、鳥海委員からお願いします。

鳥海委員 11 番、鳥海です。

7 号議案について、現地確認について御説明いたします。

詳細は、ただいま事務局の説明のとおりでございます。

場所は、別冊 5 ページを御覧ください。

国道410号線、上のから小櫃、下に向かい、久留里方面に向かって、422番と書いてあるところが、俵田の信号のある交差点です。その先50メートルぐらい行ったところの右側でございます。

10月27日、代理人と連絡を取り、現地で会い、お話を伺いました。

譲渡人は高齢で後継者もおらず、規模を縮小したいとのこと。譲受人は以前よりこの田んぼも耕作しており、今後も農業経営の規模を拡大したいとのことでしたので、何ら問題ないと判断しました。よろしく願いいたします。

議長 続きまして、議案第8号及び第9号について、12番、江澤委員からお願いします。
江澤委員 12番、江澤です。

議案第8号について、現地調査の結果について説明をいたします。

詳細につきましては、事務局からの説明のとおりです。

10月26日、現地で代理人と会いました。場所は、別冊6ページにあります。久留里街道が右側に、縦に走っています。そこから久留里線方面に2キロぐらい行った2枚の田んぼですが、きれいな、現在耕作してある田んぼです。

譲渡人は高齢のため離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のための、今回の申請になりました。特に問題はないと思いますのでよろしく御審議をお願いします。

続いて議案第9号について説明します。

詳細につきましては、事務局の説明のとおりです。

10月26日、譲受人の代理人と立会をしました。現地で説明をまた受けました。別冊6ページにあります。

第9号議案は、久留里街道から200メートル右に入った田んぼです。

譲渡人は高齢のため離農したいとお聞きしました。譲受人は、市外の方ですが、大豆の生産を予定しているとのことで、経営の規模拡大のための今回の申請になりました。特に問題はないと思いますのでよろしく御審議をお願いします。

議長 続きまして、議案第10号について、13番、鈴木清委員からお願いします。
鈴木（清）委員 13番、鈴木です。

議案第10号について、説明いたします。

申請内容に関しては事務局の説明のとおりです。

申請の場所につきましては別冊の7ページを御覧ください。

10月31日に自宅に伺いました。

地図に、蛇行しているのは小櫃川でございます。左上に元松丘小学校がありまして、そこから右に曲がり、右へと行って、ずっと下のほうへ下って行ってもらいたいんですが、それで道なりに大体1キロぐらい下って、また今度逆に、右に曲がり左に100メートルぐらい行ったところが、引受人の自宅と現地の片側がございます。それからまた、右のほうに5分ぐらい行かないと、次の現地に行かないわけでありまして。

譲渡人は、今月1日に電話で聞き取りをいたしました。市外に住んでいて、高齢であり、農作業はもうできないということでありまして、処分をしたいということでありました。引受人は、農地を集約したい、農業経営の規模拡大のためということでありました。特に問題はないと思います。御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第11号ないし第13号について、14番の粕谷委員から申し上げます。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案第11号について、説明をいたします。

申請内容の詳細については、事務局の説明のとおりです。

別冊地図8ページを御覧ください。

図面左側、上から下にS字状の、グレーに塗りつぶしてあるのが小櫃川で、中央、上から下にJR久留里線と国道465号線が走っております。申請地は、その国道から300メートルほど入ったところに位置しております。

10月31日、譲渡人の代理人と譲受人で、現地において申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は相続により取得した土地で、耕作、管理ができないため、そして譲受人は農業経営規模拡大のために取得することです。

続いて、議案第12号について説明をいたします。

申請内容の詳細については、事務局説明のとおりです。

別冊地図9ページをお開きください。

図面左側から右側に国道465号線が走っています。申請地は、この国道から500メートルほど入ったところに位置しております。

10月31日、譲渡人と譲受人で、現地において申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は高齢のため耕作面積を減少したいため、そして譲受人は農業経営規模拡大のために取得したいとのことでした。

続きまして、議案第13号について説明をいたします。

別冊地図10ページをお開きください。

図面の上に薄く塗ってあるのが亀山湖で、中央、上から下に主要地方道千葉鴨川線が走っています。申請地は、この千葉鴨川線から200メートルほど入ったところと500メートルほど入ったところに位置する2件であります。

10月29日に、代理人と現地において申請内容について確認をいたしました。

譲渡人は高齢のため耕作ができない、そして譲受人は神奈川県に住所を置く農業法人ですが、社員が君津市内に在住していることから、社員の在住する近くで営農するために申請に応じたとのことでした。2か所のうち、200メートル入った土地は柿が栽培されており、社員は譲渡人の指導を仰ぎながら引き続き柿栽培を、また、500メートルほど入った休耕田となっている土地では、新たに研修を受けたブルーベリー栽培を行うとのことでした。

3件いずれも特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 ございませんか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第9号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

次に、議案第5号については、6番、宇野真弘委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(6番 宇野委員 退室)

議長 それでは、議案第5号について、事務局の説明をお願いします。

江澤主任主事 議案第5号について説明します。

長石地先の畑1筆、面積3,454平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、譲渡人は居住地が遠く管理できないため、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準として、下限面積を超えた4万6,489平方メートルの農地を経営し、農機具はトラクター、軽トラック、草刈り機、管理機、貨物自動車を所有しています。

農作業従事日数は150日を超えており、資格等については問題ないと思われま

す。

議長 事務局の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果について、議案第5号について、4番、小笠原委員からお願いします。

小笠原委員 4番、小笠原です。

議案第5号について説明します。

詳細は事務局の説明のとおりでございます。

申請場所は、別冊3ページを御覧ください。

大森精工の東方に位置して畑があり、10月27日、代理人と現地の立会いをしました。

申請地は現在、畑として管理されておりました。引き続き畑として耕作していくものでした。

何ら問題ないと思っておりますのでよろしく御審議ください。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等ありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 ございませんか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

それでは、6番、宇野真弘委員の入室を認めます。

(6番 宇野委員 入室)

◎議案第14号ないし議案第24号

議長 日程第4、議案第14号ないし第24号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

田島副主査 議案第14号について御説明いたします。

4ページをお開きください。

作木地先の畑3筆の一部、合計5,443.79平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う進入路、砂利採取場、表土置き場、沈砂池として、令和3年11月30日まで許可を得ておりましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われれます。

議案第15号について御説明いたします。

山高原地先の田1筆、面積238平方メートル、畑4筆、面積1,493平方メートル、合計1,731平方メートルについて、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う砂利採取場用地として令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われれます。

議案第16号から第20号は同一事業のため一括で御説明いたします。

長石地先の田1筆、面積2,179平方メートル、畑8筆、面積1万8,910.46平方メートル、合計面積2万1,089.46平方メートルについて、砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。砂利採取に伴う砂利採取用地として、令和3年11月30日まで許可を得ていましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われれます。

続きまして、6ページのほうをお開きください。

議案第21号から第23号は、同一事業のため一括で御説明いたします。

清和市場地先の畑5筆、面積3,221平方メートルについて、砂利採取事業に伴う一時転用

許可後の計画変更です。砂利採取に伴う搬出入路、仮設宿舍及び仮設事務所、砂利採取用地として、令和3年11月30日まで許可を得ておりましたが、令和4年11月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第24号について御説明いたします。

三田地先の田2筆、面積687平方メートル、畑2筆、面積173平方メートル、合計860平方メートルについて、一時転用許可後の計画変更です。管工事のための資材置き場として、令和3年12月31日まで許可を得ておりましたが、新規工事の追加のため、令和4年4月30日までの計画変更の申請がなされました。

周辺農地に対する影響はこれまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。以上です。

議長 ただいま事務局説明が終わりました。

質問、意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 特にございませんか。

(発言する者なし)

議長 それでは、質問、意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第19号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第20号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第21号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第22号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第23号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

◎報告第1号ないし報告第17号

議長 日程第7、報告第1号ないし第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第9号ないし第17号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし報告第17号について、質問、意見等がございましたら挙手を願います。

(発言する者なし)

議長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第17号を終わります。

◎閉会

議長 これをもちまして、令和3年第11回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和3年第12回農業委員会総会は、令和3年12月6日月曜日に市役所5階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時44分)